

# 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果公表に係る教育長コメント

令和7年10月29日

## 1 はじめに

本日、令和6年度に実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が文部科学省から公表されました。

本調査の目的は、児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を把握・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組の一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことにあります。このため、毎年度、国公私立の小・中・高等学校・特別支援学校を対象に実施しているものです。

本県の国公私立学校における結果の概要等は次のとおりです。

## 2 暴力行為

### ◇ 結果の概要

- ・暴力行為の発生件数は263件であり、前年度比-14件となっています。1,000人当たりでは4.2件であり、全国値と比較すると-6.2ポイントとなっています（3年連続で全国値を下回る結果）。

### ◇ 要因及び対策

- ・減少の要因の1つとして、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して、前年度に暴力行為事案が多発した学校に対して、直接かつ具体的に指導・助言を行い、また、それをもとに、各学校の全教職員が意識を共有し、取組を進めるようになってきたことが挙げられます。

## 3 いじめ

### ◇ 結果の概要

- ・いじめの認知件数は、3,454件であり、前年度比-129件となっています。
- ・いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が最も多くなっています。
- ・認知されたいじめ案件の現在の解消状況は、83.1%で前年度比+5.3ポイントとなっています。
- ・いじめの重大事態発生件数は7件であり、前年度比-1件となっています。  
1,000人当たりの発生件数は0.11件で全国平均と同値となっています。

### ◇ 要因及び対策

- ・いじめの解消率が上がったことについては、各学校で「いじめ防止対策推進法」の理解が進み、解消に向けた組織的な取組が行われるようになってきたことの表れであると思われます。
- ・いじめについては、県立学校や市町村教育委員会に対して、重大事態に至る可能性がある事案について、早い段階で県教育委員会に報告・相談を行うよう促すとともに、必要に応じて指導主事等を派遣して支援を行ってきました。こうしたことがいじめの重大事態の減少につながったものと考えます。今後も学校や市町村教育委員会との連携を密に支援を行っていきます。

## 4 不登校

### ◇ 結果の概要

- ・不登校児童生徒数は、1,595人であり、前年度比-9人となっています。1,000人当たりでは34.9人であり、全国値と比較すると-3.7ポイントとなっています（3年連続で全国値を下回り、全国値との差は大きくなっている傾向）。

### ◇ 要因及び対策

- ・1,000人当たりの不登校児童生徒数が3年連続で全国値を下回ったことは、不登校の兆しが見える児童生徒の早期把握、早期対応に注力するとともに、専門家の見立てに沿った支援を行い、あわせて、子どもの心理状況に応じた居場所の確保に取り組んだことなどが要因として考えられます。
- ・「不登校への対応」については昨年度、有識者の方々による協議会を踏まえ、「高知家の子どもたちが誰一人残されない学びを保障するためのガイドライン」を策定しました。本ガイドラインの活用について、市町村教育委員会や管理職を対象とした研修会等を通して周知するとともに、多様な背景・特性・事情等を踏まえた重層的な支援の充実を今後も推進していきます。

## 5 まとめ

調査結果においては、暴力行為の発生件数やいじめの重大事態発生件数が前年度から減少し、また、1,000人当たりの不登校児童生徒数も全国平均値を下回る状況となっています。これは、県教育委員会が市町村教育委員会と連携して進めてきた「魅力ある学校づくり」の推進や、専門家を活用した組織的な早期対応、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実といった、県・市町村・学校が一丸となった取組の成果であると捉えています。

その一方で、いじめの重大事態が依然として発生していることや、不登校の出現率が増加傾向にあることなど、依然として課題が残る状態にあることから、前述した各項目で示した対策を着実に推進する必要があります。

もとより、いじめや不登校が生じにくい学校づくりを進めるためには、「生徒指導提要」（令和4年改訂版）にも示されているように、教職員と子どもたちとの間に確かな信頼関係を築くことが重要です。このため、教職員は、日常の学習指導や学級経営といったあらゆる教育活動の中で、子ども一人一人の存在をかけがえのない宝としてしっかりと受け止め、共感的理解と愛情を持って向き合うことが大切です。こうした真摯な姿勢が子どもに伝わることで、子どもたちは安心して学べるようになり、問題の未然防止や早期発見に繋がる良好な信頼関係を築くことができると言えています。

県教育委員会では、今後も引き続き、「第4期高知県教育振興基本計画」に基づき、信頼関係を基盤とした生徒指導を総合的に推進し、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

高知県教育長 今城 純子